

報告事項

平成19年度事業報告の件

平成19年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業については、次のとおり報告する。

平成19年度事業報告

第1 はじめに

当法人は、平成19年度を終了し、会員数が4,389名に達した。これはわが国だけではなく世界でも専門職後見人の養成機関としては最大であるという。平成11年12月22日会員3,033名でスタートして以来、成年後見制度の利用普及を通して高齢者・障害者等の権利の擁護、福祉の増進に寄与してきたところであるが、家庭裁判所をはじめ成年後見制度を支える福祉・医療・行政等の多くの関係機関・団体とのネットワークを形成しながら、また成年後見実務の様々な問題点に対して試行錯誤を繰り返しながら一步一步前進してきたが、その結果、世界最大の専門職養成機関までに成長していたことに驚くとともに誇りも感じている。

この間、全会員、支部役員、本部役員、委員の方々の並々ならぬ努力があったことはもとより、日本司法書士会連合会、各単位司法書士会の協力と支援が大きな原動力となってきたことは言うまでもない。各位に対しては、茲にあらためて敬意を表し感謝申し上げる次第である。

当法人はこれまで、成年後見制度に対し実践してきた専門職後見人の立場から成年後見制度が利用する市民にとって有用なシステムとなるよう「法定後見制度」と「任意後見制度」についてそれぞれ改善提言を行ってきたが、平成19年度は任意後見制度の抱える様々な問題点についてその具体的改善策を議論し提言する「これからの任意後見を考える」として対外的な任意後見制度シンポジウムを開催し情報発信を行い、さらに「高齢者の財産を搾取する経済的虐待にわれわれはどう対処すべきか」として対外的な高齢者虐待防止シンポジウムを開催し情報発信を行った。

また当法人は、平成19年度は成年後見制度の実務上の問題点を一つひとつ解決することが大きな目標であった。全国の支部から寄せられた成年後見制度の届出等に関する金融機関の問題点を集約し、金融庁にその改善の要望書を提出し、金融庁から銀行等への指導により、一定の改善がなされることになった。

また当法人は、平成20年12月に施行される「公益法人改革関連法」に対処するための組織全体の見直し作業にも着手することになった。

平成19年度は成年後見制度の普及はその速度を増したように思われる。当法人に寄せられる期待は成年後見制度の普及につれ、益々大きくなっていることを実感している。

第2 平成19年度事業執行状況

1. 正会員の募集及び名簿登載の推進

当法人は、わが国最大の専門職後見人の養成・供給団体として、家庭裁判所を始め、各方

面から高い評価を得ているところであるが、こうした期待に応えうる良質な人材を不足なく供給するため、日本司法書士会連合会や各司法書士会の全面的な協力を得て、正会員の入会促進と後見人等候補者名簿への登載を積極的に推進した。

各単位会に入会促進の依頼と成年後見制度への取組み強化を要請した結果、平成19年度は、正会員320名(うち司法書士法人6法人)の増加であった。会員数の推移詳細は、事業報告別紙(1)「平成19年度正会員数推移表」記載のとおりである。また、これに比例して、名簿登載会員数も381名(うち司法書士法人3法人)増加した。名簿登載者の詳細は、事業報告別紙(2)「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載者一覧」記載のとおりである。

2. 諸規則、諸規程等の制定及び改正について

会員名簿、成年後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の作成ならびに管理上で必要な各附録様式等について、その適正な事務処理を推進するために、「入会及び退会手続等に関する規程」、「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」について所要の改正を加えた。

3. 研修及び執務管理の充実

平成18年4月施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という)の施行を受けて、18年度に引き続き、19年度においても虐待の防止に関する研修会が多く開催された。18年度の研修は、「高齢者虐待防止・養護者支援法」自体の研修であったが、本年度はさらに、虐待防止に向けての権利擁護やネットワークの形成など、一歩踏み込んだものになっているようにも感じられた。また、倫理に関する研修も具体的事例を中心になされており、後見業務だけでなく、司法書士業務における「倫理」の問題として捉えていただけたのではないと思われる。

ただ、この「研修」がすべての支部でなされたわけではなく、すべての会員が受講できたわけではないので、支部とともに、多くの会員に「権利擁護」や「地域とのネットワーク」、「倫理」に関する研修を受講していただく環境を作っていきたい。

4. 支部、ブロックの活性化

「親族向け成年後見人養成講座」「遺言と成年後見制度に関する説明会」の両事業とも、司法書士会館以外での開催が多く、これらの事業が、成年後見制度の普及だけでなく、支部と地域とのネットワークの形成にも役立っていることがうかがわれる。助成の他、全国で活用できる支部・ブロックにおける「研究活動成果」等への助成を行うなど会員の英知を集める必要がある。

「ブロック会議」等の開催

全国全ての支部の活性化をめざして、支部運営や会員に対する執務支援体制や方法等の交流を図るため、平成19年度も定期的なブロック会議を開催した。平成19年度は、第1回ブロック会議として平成19年7月から9月の間で、北海道ブロックを除く7ブロックで開催され、第2回ブロック会議として平成20年2月から3月の間で、東北ブロックを除く7ブロックで開催された。

ブロック会議では、各支部における運営面や執務面の情報交換が行われ、それぞれの支部において資するもの大であったと思われる。ブロック会議には、本部理事も参加しているため、全国の状況や他のブロック会議のようすを伝えることができ、また、ブロック会議で議論された内容を本部運営に活かすことができるようになった。特に、平成19年夏のブロック会議では、「高齢者虐待防止への取組みの状況」「各金融機関の成年後見制度に

関わる届出等の問題点」「各家庭裁判所の後見人等推薦状況」を共通テーマとして、現場からの活発な議論や情報交換が行われた。ブロック会議の開催状況については、事業報告別紙(13)「平成19年度ブロック会議開催状況」を参照願いたい。

「支部本部連絡会議」

例年同様、次年度の主な事業計画案や支部交付金の交付予定額が伝達されたことと、平成19年度はとくに新公益法人改革への対応についても議論されることとなった。

支部への情報発信

毎月20日前後に「会員通信」の発信を行った。時宜を得た臨時号も発信した。また、総会での要望を受け、本部役員・支部長間メールを開設し、活発な情報発信・意見交換を行った。

札幌支部、埼玉支部、群馬支部、鳥取支部、高知支部及びえひめ支部に対しては、支部事業の適正化を図るためにそれぞれ会員数に応じた相当額を助成した。助成金合計額は、1,344,000円である。

5. 地域包括支援センターとの連携

平成18年度、全国各地で市町村が地域包括支援センターを設置し「総合相談・権利擁護」業務に大きく前進することが期待されたが、平成19年度も「介護予防マネジメント」業務に多くの時間が割かれる等「権利擁護」への取組みは遅れているのが現状である。

各司法書士会と協力して、市町村(都道府県を含む)に対し、地域包括支援センターの「権利擁護研修会」への講師派遣等を支部において行った。

市町村等が行う「市民後見人」養成事業に対し、テキスト作成や講師派遣等の協力支援を行った。

6. 法テラス・司法書士総合相談センターとの連携

「法テラス」との連携については、各司法書士会に設置されている「司法書士総合相談センター」と各支部が積極的に関わることにより、各司法書士会との協力関係をより一層強めることに努めた。

7. 公益法人制度改革への対応

公益法人改革関連法が平成20年12月1日に施行が決定したことを受け、当法人としては、法施行後できるかぎり速やかに「公益認定」を受けられるよう対応する必要がある、「改革対応委員会」を新たに設置し、組織・財政全般にわたる検討を行った。

8. 組織改善と財政の健全化

本部においては、事務の効率化、残業時間の減少を行い、効果的財務体制づくりに努めた。各支部においては繰越金を注視しながら収入と支出のバランスを考慮した支部運営ができるよう本部より複数の支部に支援を行った。また、ネットde会計の利用による本部支部の統一的な会計処理体制を前進させた。

第3 各事業に関する報告

1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 会員執務の支援及び管理

法定後見業務に関する報告書による会員に対する支援・指導方法の確立

ア 業務報告書の記載に関する会員に対する研修と支部の執務管理事務に対する支援・

協力

後見事務や倫理等に関する研修会については4支部に対し講師の派遣を行なうことができたが、業務報告書に関する研修については秋田支部に対してのみの講師派遣にとどまった。業務報告書の調査において、会員が「支部への相談事項や支援要請事項」に関する欄に記載しているが、支部から支援や回答が行われていないと考えられる場合には、会員に対し直接連絡し助言や回答をした。しかし、会員から支援の要請があった時点より相当時間を経過している場合の対応が多く、今後はもっと早急に支援ができるような体制の構築が必要である。

イ 執務管理に関する支部に対する支援体制の整備

会員が相談事項や支援要請事項を記載している場合には、支部は支援や回答を適切に行なう必要があり、支部で十分な対応ができない場合は、通常の業務報告書の送付と区別し、本部へ支援や協力を要請して頂くことになるが、平成19年度においては、支部からの相談や支援要請は3件であり業務相談委員会が対応をした。

任意後見業務に関する新様式報告書の調査・会員に対する支援・指導

新聞報道された事件に代表される会員による不適切な事務遂行や報酬額の受領等が確認されたことを受けて、任意代理契約に関する改善等を行なう一方、平成19年4月以降に使用を開始した新様式の任意後見業務に関する報告書について、記載内容や添付書類から問題の有無や内容を調査した。事務遂行や報告書の記載内容に問題がある場合は会員に対する改善を要請しているが、昨年度においては事務遂行での大きな問題はなかった。

「業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲」を決定した支部に対する執務管理事務の実施状況等の調査

平成18年5月に執務管理事務の委譲を行なった秋田、大阪、福岡の3支部における執務管理事務の実施状況等を以下の日程で調査した。

- 1、秋田支部：平成19年 9月 8日（土）
- 2、福岡支部：平成19年10月16日（火）
- 3、大阪支部：平成19年11月13日（火）

3支部とも執務管理に関する委員会が定期的（1ヶ月から3ヶ月）に開催され、業務報告書や添付書類に関する確認・調査、ならびに会員に対する支援及び指導が実施できていると判断した。なお、会員からの業務報告書の提出状況は秋田支部に関しては良好であったが、継続受託事件数が200～350件程度である福岡・大阪支部においては1年以上報告書の提出がない会員も見受けられ、定期的な提出を会員に対し徹底するよう要請した。また、定率会費の納入状況に関しても一覧表等により納入状況等が確認でき適切に管理されていると判断した。

業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲の実施・拡大

平成19年度においては、新たに業務報告書の保管委託と執務管理事務の委譲は行なわなかった。

将来における業務報告書のあり方並びに業務報告書の管理・調査方法等に関する意見聴取

当法人の会員が関与している後見事件数は数年後には1万件を超えると考えられ、必要とされる人員や費用を考慮すると現在と同様の方法による会員に対する指導監督が困難な状態になると懸念される。『将来における、当法人の会員に対する指導監督』につき、どの程度必要か否か等を含め、個々の会員ならびに支部・本部が実施可能で、家庭裁判所等の外部からの期待に対し一定の効果がある方法を検討するためアンケートを実施した。アンケート結果は別紙のとおりで、「受任期間による提出頻度の差別化」についての

回答が47%と約半数が選択し、(法定後見に関する)業務報告書の廃止については28%、現在と同様の提出頻度については24%の回答があった。

後見事務遂行に関する情報提供並びに後見事務や倫理等に関する研修会に対する講師派遣

後見事務や倫理等に関する研修会については4支部に対し、業務報告書に関する研修については1支部に対し講師派遣を行なった。

後見事務遂行等に関する会員、支部等よりの相談への対応

従来設置されていた「業務委員会」を平成19年度に「業務相談委員会」に改変し、会員等から寄せられた困難事例等の相談に応じた。

ア 開催した会議

* 第1回業務相談委員会 平成19年07月12日(木)午後3時~6時

* 第2回業務相談委員会 平成19年09月12日(水)午後3時15分~6時

* 第3回業務相談委員会 平成19年11月13日(火)午後3時~6時

* 第4回業務相談委員会 平成20年01月24日(木)午後3時~6時

* 法人後見委員会・業務相談委員会・千葉支部合同会議

平成20年03月03日(月)午後3時30分から5時30分

イ 活動方針

本年度から設置された委員会であることから、当委員会に期待されている役割として次のとおり基本的な活動方針を決定した。

判断困難な相談事案に対する法的解釈を行う。

事例を集積する。

これらの情報を会員に提供する。

ウ 主な活動内容

任意後見・任意代理マニュアルの検討

不祥事の再発防止策として提案された「任意後見・任意代理マニュアル」の内容について検討した。

司法書士が成年後見人として行う戸籍謄本等の職務上請求の可否についての検討
平成20年5月1日施行予定の新戸籍法及び司法書士法等の解釈に基づき、成年後見人として行う戸籍謄本等の職務上請求の可否等について検討した。

各支部における苦情対応の報告基準についての検討

各支部における苦情対応に関する本部への報告基準について検討し、苦情事例の把握及び集積の観点から、「苦情受付シート」を作成して提出した。

会員の任意後見監督についての検討

法人後見委員会・業務相談委員会・所属支部の合同会議を開催し、会員の任意後見人としての業務委託及び報酬受領の問題点について検討するとともに、当法人の監督人としての今後の方針、指示のあり方等を確認した。

(2) 法人後見、法人後見監督への対応

法人後見委員会本部においては、全国での総受託件数200余件に関して、各支部から随時提出される重要事項承認案件・質問事項について、原則電子メールによる資料の閲覧・検討により迅速な回答に努めた。その内、会合による意見交換を要する重要・複雑案件については、月1回開催される法人後見委員会において審議した。

ところで、平成19年度における法人後見受託数は、法定後見関連、任意後見契約共に約1割増で推移した。そのうち、法定後見案件については、暴力・虐待等が見込まれる困難案件に限定して受託し、個人会員でも対応できる案件については、個人会員での受託を要請した。任意後見案件では、重要事項の承認が本部委員会に集約されている現行体制の

もとでは、現在のところ、身上監護体制が整っている有料老人ホームの入居者に限定して受託している。

全国50支部で受託している案件の管理が本部委員会に集約されている現状において、その法人後見体制を確立するため、今年度は下記事項について実行した。

- ア 重要事項等の意思決定機能の支部委譲・・・全国で5支部（パイロット支部）について、1年間の試行期間を定め、本部意思決定機能の一部を支部に委譲した。
- イ 任意代理契約における代理権目録、法人後見ハンドブックの改訂を行った。
- ウ 法人後見事務取扱標準報酬規程を改訂した。
- エ 危機管理体制の強化・・・事務担当者を含む法人後見受託関係者からの問い合わせ等に対し、迅速正確な対応をするため、事務局と事務担当者、担当本部委員との連絡システムを再確認した。
- オ 本部委員間の意思疎通の強化・・・メール会議、本部会議における事例検討においては、各委員の意見を抽出し、結論を出すように努力した。

本部・支部間の意思の疎通の強化・・・良質な法人後見執務には本部と支部とのスムーズな意思疎通が重要である。

- ア 本部・支部の会議の開催・・・個別案件については合同会議を行えた支部があったが、総合的法人後見システムの確認はできていない。これからの課題である。
- イ 支部からの問合せに対しては支部担当委員の迅速な対応を目指し実践した。
- ウ 支部委譲パイロット支部に対し、該当案件の提供を受けた資料を本部委員会で情報共有し、委譲支部からの迅速な対応に努めた。

エ 法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H20.3.31）

種別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	48	13	35
	保佐人	14	3	11
	補助人	1	1	0
	任意後見監督人	46	18	28
	成年後見監督人	87	50	37
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	3	3	0
特別代理人	0	0	0	
任意後見等	見守り契約	36	3	33
	任意代理(財産管理)契約	59	7	52
	-上記契約のうち、業務遂行のもの	0	0	0
	任意後見契約	62	7	55
-上記契約のうち、業務遂行のもの	2	0	2	
死後事務委任契約	26	1	25	
任意代理契約〔監督者〕	231	11	220	

(3) 個人情報保護システムの整備

当法人が事業展開する上で取り扱う個人情報保護に関する具体的手順を示した「個人情報

報保護運用マニュアル」(平成18年6月策定)に基づく個人情報保護システム構築の状況を検証するため、本部(各委員会を含む)及び支部に対し、個人情報保護に関するアンケートを実施した。

(4) 研修等バックアップ体制の充実

地域包括支援センターの開設や「高齢者虐待防止・養護者支援法」の施行により、行政や福祉団体にも権利擁護の重要性に関する認識が徐々に高まりつつある。それとともに、成年後見制度に関わる法律専門職への期待も大きなものとなっている。

リーガルサポートは、単位会及び日司連とは別の、公益を目的とする社団法人として、単位会及び日司連の目的の範囲内に限定されることなく、司法書士が有している専門的な知識及び能力を結集して、広く「公益のため」に、職能団体として幅広く成年後見制度を含む高齢者及び障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与するための活動をなしている。

それゆえ、各地域においても、会員が高齢者や障害者等の権利擁護を担う職能として、行政や福祉団体の委員として、あるいは、高齢者や障害のある方自身、その家族の勉強会の支援役として活躍されていることを聞く。

その一方、こうした期待にこたえられず、信頼を失った事例も散見するが、これは、困難業務を個人的に抱えてしまい、精神的にどうしようもなくなったり、時機を失してしまうケースが多いようである。支部では、事例検討の研修を実施したり、会員の地域的な連携機能を重視してこれらの問題に対応しているようである。

平成19年度も実務研修・倫理研修を通して会員の後見事務の質を向上するため、研修講師の派遣、本部研修等の企画、研修教材としての「法定後見ハンドブック(改訂版)」及び「研修用ビデオ」の作成をなした。

「研修規程」「研修実施要綱」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」については、これまでの改正により、各規程相互の整合性が取れない部分が生じてきたので、全体のバランスを整える方向で検討してきた。20年度は、19年度の検討結果を提示して、皆さんの意見をうかがいたいと考えている。

平成19年度は、近畿ブロックと中部ブロックに対してブロック研修の助成をし、このブロック研修の一部をDVDにて各支部に配布した。

また、日司連と共催で「任意後見制度改善シンポジウム」及び「高齢者虐待防止シンポジウム」を開催した。「任意後見制度改善シンポジウム」では20人もの公証人の参加が見られ、公証人における関心の高さを改めて認識した。両シンポとも東京都の後援を得たこともあり、多くの行政職員、福祉関係者の参加を得て活発なシンポジウムとなった。この成果についても、研修教材として各支部にDVDにて配布させていただく。

(5) 成年後見制度の改善検討等

医的侵襲行為の成年後見人の同意権については、成年後見制度改正の過程で議論があったものの、規定の導入については時期尚早との結論で見送られた経緯があるが、上記のような問題は後見人がいるからこそ顕在化しているとも言える。

「医療行為の同意検討小委員会」においては、「同意権」という、単なる法的解釈や立法措置の問題だけでなく、「同意」の持つ問題点についても検討してきた。また、関係専門職や学者との意見交換を行なう段階ではないが、20年度の第1回研究大会において、これらの論点を提起し、さらに進むべき方向性を考えていくものにしていきたい。

「法定後見制度改善提言」や「任意後見制度改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」については、ホームページにおいても紹介されているため、マスコミ等からの取材が多く、その対応に努めた結果、新聞等で何度もその骨子が紹介されることとなった。

なお特筆すべきは、上記二つの改善提言及び全国から寄せられた情報をもとに、金融

庁に対し成年後見制度に関する金融機関の扱いについての要望書を提出した結果、ゆうちょ銀行・かんぽ生命で本人確認資料についての取扱が改善されることとなった。

(6) インターネットホームページの管理

ホームページの維持管理に努めた。

(7) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

会員に向け定期発行しているEメールによる「会員通信」は、臨時増刊号も含め今年度は計15回発行した(VOL.80~VOL.94)。その内容は、当法人ホームページ(<http://legal-support.or.jp/>)をご参照願いたい。

また、日司連発行の「月報司法書士」等には継続して投稿を行い、当法人の活動や各種情報の伝達、入会の促進を行った。詳細は、以下のとおり。

《月報司法書士》への投稿

平成19年4月号 「リーガルサポートの現状と展望」

副理事長 芳賀 裕

平成19年5月号 「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」

任意後見制度改善検討小委員会委員長 多田 宏治

平成19年6月号 「わが国を代表する後見専門誌に成長した『実践成年後見』」

理事 高橋 弘

平成19年7月号 「成年後見制度、8年目」

元福島県司法書士会会長、元ふくしま支部長、

元業務審査委員会委員 満井 紀勝

平成19年8月号 「リーガルサポート第8回通常総会 = 新体制へ =」

副理事長 望月 真由美

平成19年9月号 「業務相談委員会が発足しました」

理事 西川 浩之

平成19年10月号 「「成年後見関係事件の概況」を読む」

理事 大塚 昭男

平成19年11月号 「リーガルサポート大阪支部の活動紹介」

大阪支部長 多田 宏治

平成19年12月号 「第4回国際成年後見法学会に参加して」

副理事長 望月 真由美

平成20年1月号 「リーガルサポートの今年前半の主な事業」

理事長 芳賀 裕

平成20年2月号 「「公益信託 成年後見助成基金」の現状と今後の展望」

常任理事 杉山 春雄

平成20年3月号 「「任意後見制度改善シンポジウム」を終えて」 理事 井上 広子

(8) 会員執務ハンドブックの作成

会員が執務を行ううえで必要な心得などを掲載した「会員執務マニュアル」を作成し、会員に配布した。(以後、入会時に配布する)

(9) 会員管理と事務局体制の充実

事務局の運営及び事務局体制の充実

現在の事務局は5人体制で対応しているが、事業規模の拡大に伴って、事務局の処理すべき事務量は増大する一方である。事務局運営の効率化、スリム化促進のため、情報の電磁的記録化などを積極的に進めた。

本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議を開催し、本部と支部における現状と課題、会員執務をめぐる状況

等についての認識を共通にし、本部と支部あるいはブロックの連携強化に努めた。支部本部連絡会議の詳細については、事業報告別紙(14)「平成19年度支部本部連絡会議開催状況」を参照願いたい。

正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

我が国最大の専門職後見人の養成・供給団体である当法人は、家庭裁判所を始め、各方面から高い評価を得ているが、こうした期待に応える良質な人材を十全に供給するため、日司連、各司法書士会の全面的な協力を得て、正会員の入会促進と後見人候補者名簿への登載を積極的に推進した。具体的には、連合会を通じて各単位会に入会促進の依頼と成年後見制度への取り組み強化を要請し、あわせて入会ガイダンスの開催も呼びかけた。その結果、平成19年度は、正会員数が320名(6法人)増加し、設立9年目の会員数は4,389名(20法人)となり、名簿登載会員数も延べ2871名(12法人)となった。詳細は、事業報告別紙(1)「正会員数推移表」及び事業報告別紙(2)「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載者推移表」を参照願いたい。

賛助会員及び寄付金の募集

当法人の事業に賛同して財政面を支援する賛助会員の募集については、一定の入会基準を設けるべきではないかとの指摘を受け、その入会審査にあたっては慎重を期し、公益法人改革の方向性も踏まえて基準策定の可否を含めて検討中である。また、財政基盤の強化を図るため、寄付金の募集を呼びかけているが、近時の経済情勢の影響もあって思うような結果につながっていない。今後の検討課題である。

定款・諸規則・諸規程の整備

当法人組織の拡充・整備のため、「委員会規程」「会費等納付規程」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」の一部改正案を取りまとめた。また、公益法人改革に対応した定款の見直しに向けた作業を進めてきた。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿を管理し、かつ、後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

包括補償保険制度の検討

包括保障保険制度を構成する身元信用保険における補償範囲、任意後見受任者の死亡による再契約をカバーする新保険商品の開発の可否等を協議したが、結論には至らず、引き続き検討していくこととなった。なお、身元信用保険の「成年後見に関する特約条項」の対象となる「被保証人」の範囲に「司法書士補助者」が含まれるか否か、疑義を生じる事案の発生を受けて対応策を検討し、次期以降の保険内容等の見直しを進めた。

本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネットを利用した会計処理システム(ネットde会計)の完全実施に伴い、ビジネスオンライン社との契約内容についての検討、ネットde会計の普及にむけてマニュアルの配布を行い、実質的な稼働推進事業を行った。

効果的財務体制の確立

公益性の認定基準に関する動向等を踏まえ、公益性の高い健全な財務会計体制をめざし、定額会費未納付会員に対する処遇、財務諸表の内容、任意代理契約における代理人・立会人の交通費請求書書式、公益信託成年後見助成基金の経理上の取扱、支部が購入する固定資産の取扱、支部の旅費の取扱等について検討を加えた。また、支部会費ガイドラインの策定、任意代理契約における代理人・立会人交通費請求書の書式の統一、支部収支明細書及び支部貸借対照表の配布、公益法人改革のための支部への財務照会を実施した。

(10) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）の委任を受け、当法人総務部門（事務局）が募集案内と助成金給付申請の受付事務を行った。平成19年度（第7回募集）、応募のあった司法書士、社会福祉士などに対して合計38件、総額568万7500円の助成金が支給された。また、多額の寄付・遺贈を受けたこともあって、平成19年9月末現在（9月末決算）で、基金信託財産額は1億9223万1494円に達した。

(11) 理事会

別紙「平成19年度理事会経過録」〔事業報告別紙(21)〕のとおり、計5回の理事会を開催した。

(12) 常任理事会

当法人ホームページ〔<http://www.legal-support.or.jp/>〕の正会員のページ掲載の「平成19年度常任理事会経過録」のとおり、毎月1回の開催で計9回の常任理事会を開催した。

(13) 業務審査委員会

以下のとおり、計5回の業務審査委員会を開催した。会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非のほか、会員の行った成年執務に関する検証を行い、理事会等に対し適宜に意見を提出した。また、会員指導、執務支援のあり方、法人後見・法人監督の受託管理、苦情申立てに対する対応等に関し協議し、必要に応じて助言等を行った。

平成19年5月11日 第5回業務審査委員会

平成19年7月11日 第1回業務審査委員会

平成19年10月9日 第2回業務審査委員会

平成19年12月13日 第3回業務審査委員会

平成20年3月26日 第4回業務審査委員会

(14) 紛議調査委員会

理事長の付託により紛議調査委員会が組織され、会員が行った任意代理事務をめぐる報酬等に関する苦情につき事実関係の調査を行い、調査により認定した事実と委員会の意見を付した調査報告書を理事会に提出した。

(15) 公益法人の認定に向けた組織整備の検討

公益法人に関する法改正を受けて、本法人が公益性のある法人としての認定を受けるための機関、財務を含めた組織全体の見直しを行い、新しい認定基準に合致しているか否かの検証を行った。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

本年度の全国一斉無料成年後見相談会は、日司連との共催により実施した。すでに各地域において定着してきている状況のなか、各単位会の協力が得られたことによる効果もあったと考える。実施詳細は、事業報告別紙(11)記載のとおり。

(2) 小冊子等の発行

成年後見制度紹介誌の「いつも、あなたのそばに。」、成年後見人のしごとを紹介した「成年後見物語パート」を必要に応じて増刷し、成年後見制度の普及と利用の促進に努めた。配布詳細については、事業報告別紙(12)記載のとおり。

(3) 任意後見制度活用ガイドの発行

A4版3つ折りリーフレット「任意後見制度活用ガイド」を8万部作成し、各支部に配布した。

(4) 「12人の成年後見人」の発刊

平成19年度は同じ出版社から急遽「12人の成年後見人」発刊の企画が提案され、こ

こちらの方の発刊を優先させた結果「成年後見教室」の発刊には至らなかった。

(5) 成年後見制度普及フォーラムの実施

当法人、NHK厚生文化事業団主催によるNHKハート・フォーラム「老いても自分らしくあるために～成年後見とは～」については、平成19年7月の熊本市での開催を目標に準備作業を進めた。しかしながら、当日の突然の台風襲来のため中止せざるを得なかった。

3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業

「親族向け後見人養成講座」及び「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催により、成年後見制度の普及だけでなく、行政や福祉団体との連携を中心に支部活動のさらなる活性化が図られたものと思われる。

(1) 親族向け成年後見人養成講座の開催

例年どおり「親族向け成年後見人養成講座」を支部メニュー事業として位置付け、開催を希望した16支部、30地域で、本講座を開催した。養成講座開催状況は、事業報告別紙(15)「親族向け後見人養成講座開催報告書」記載のとおりである。また、「養成講座テキスト」については、その改訂版5,000部を発行し50支部に対し1,000部を配布するとともに、本養成講座を実施した支部に対し「受講テキスト」として1,780部を配布した。

(2) 「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催

例年どおり「遺言と成年後見制度に関する説明会」を支部メニュー事業として位置付け、開催を希望した21支部において全国90地域で、本説明会を開催した。説明会開催状況は、事業報告別紙(16)「遺言と成年後見制度に関する説明会開催報告書」記載のとおりである。

(3) 市民後見人養成に向けた市町村等との連携

今年度は神奈川県横須賀市等において市民後見人の養成事業が開始したが、当法人としては市町村の行う市民後見人養成事業に対し、その構成段階から協議にも参加し、講師の派遣をするなどの支援を行った。

(4) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

これまでに構築してきた各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境がさらに改善整備されるよう努めた。

中でも、全国社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業運営検討委員会、各地の家庭裁判所委員、信託銀行設立の研究財団であるトラスト60、(財)公益法人協会の評議員及び法制対策委員会、厚生労働省が日本成年後見法学会へ委嘱した「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」への委員派遣、日本成年後見法学会との交流、日本社会福祉士会への講師派遣、有限責任中間法人多摩南部成年後見センターへの委員派遣、明治学院大学への講師派遣、などを行った。

4. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 日本成年後見法学会の活動支援

当法人は、日本成年後見法学会に対し、以下の支援を行った。

市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会、身上監護委員会等に対し、委員等を派遣し参画した。

オランダで行われた成年後見国際会議への参加

第4回学術大会の開催に際しては、大会テーマ「成年後見の活用を考える - ドイツと

の比較」にあわせて、当法人から適任者をパネリストとして派遣し、支援した。

平成19年度に結成された「ドイツ成年後見視察団」に理事長他4名が加わり、ドイツにおける成年後見制度の視察に参加した。

(2) 「実践 成年後見」誌の企画

「実践 成年後見」は、我が国唯一の成年後見専門誌として、制度を広報し、実務を支援し、公論を喚起している。このことは、制度の探求を通じて、少子超高齢化し、不安が増大する我が国への高い貢献を示しているといえる。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、「実践 成年後見」誌発刊の企画・編集事業を完遂した。

事業 : 次の特集を中心に「実践成年後見」第21号～第24号を企画発行した。

21号「精神障害と成年後見」

22号「親なき後を考える」

23号「身上監護」

24号「高次脳機能障害者への支援」

組織・会議：企画委員会を年4回開催、ブロック企画委員会（九州ブロックのみ）

1回開催、編集委員会への企画委員派遣年4回実施

(3) 「成年後見六法」の発行

「成年後見六法（2008年版）」の3月発行を目途に登載資料等の調整を行ってきたが、法案成立の遅れに伴い盛り込むべき政省令の発令にも遅れが生じることとなったため、本年6月の発行となった。

(4) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会等各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請に対して、本部役員若しくは各支部に対して講師を派遣した。

また、他の団体がおこなっている成年後見人養成講座のテキスト作成、問題の作成及び添削等も研修委員会のメンバーを中心に行っている。